

「石狩市民憲章」と「市の花・木・鳥」の制定については、平成18年4月から「石狩市民憲章等検討会」で議論が交わされました。

市民憲章作成の前提として“小学生にも理解できる易しい言葉で、音読したとき心地よく耳に入ってくる文章”を念頭に話し合い、市の花は「ハマナス」、市の木は「カシワ」、市の鳥は「カモメ(ゴメ)」としました。

また、6月の1カ月間実施したパブリックコメントには、6人の方からたくさんのご意見を頂き、そのご意見を検討会で検討しまとめた最終案が、「石狩市民憲章(案)」、「市の花・木・鳥の候補及び選定理由」として7月10日に答申されました。

これを受けて市は新しい市民憲章と市の花・木・鳥を、7月15日開催の市制施行10周年記念式典で公表し、制定しました。

## 石狩市民憲章

**前章 わたしたちは、母なる川にサケがのぼる石狩の市民です。**

わたしたちの石狩市は、サケとニシン文化に象徴される歴史あるまちです。

日本海に沿って南北に伸びるこのまちは、広大な森と、海や山の幸に恵まれた豊かなまちです。

世界に開かれた石狩湾新港のあるまちです。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りを持ち、力を合わせて新しい未来を拓くため、ここに市民憲章を定めます。

### 1章 ふるさとを愛し 自然をいかす 美しいまち

- ・花と緑にかこまれたきれいなまちにします。
- ・空と水と森のきれいな、うるおいのあるまちにします。
- ・防風林や名木をまちの宝として大切に保護します。
- ・日本海に沈む夕陽や美しい海岸線などの景観を大切にします。

### 2章 心もからだも健康で いきいき働く 元気なまち

- ・健康に気をつけ規則正しい生活をおくります。
- ・ボランティア活動に進んで参加し自分をいかします。
- ・スポーツやレクリエーションを楽しみさわやかな汗を流します。
- ・産業をのばし豊かで活気にみちたまちをつくります。

### 3章 ともに考え学びあい 未来へ向かう 文化のまち

- ・芸術や読書に親しみ、心を豊かにしていきます。
- ・進んで学ぶ意欲を持ちつづけ自分を高めます。
- ・歴史に学び文化や伝統を守り未来をつくります。
- ・文化を通して世界の人々との交流の輪を広げます。

### 4章 きまりを守り 安全で安心できる 住みよいまち

- ・明るい家庭、良い習慣を育てます。
- ・歩行者も運転する人も交通ルールを守ります。
- ・いじめのない明るいまちをつくります。
- ・犯罪や危険のないまちをつくります。

### 5章 あいさつがびびく あたたかい 明るいまち

- ・思いやりのある心を育てるまちをつくります。
- ・心のかよいう福祉のまちをつくります。
- ・力を合わせ和やかなまちづくりに進んで参加します。
- ・子どもたちが希望をもって元気に育つまちにします。



ハマナス(市の花)



カシワ(市の木)



カモメ(市の鳥)

石狩市民憲章等検討会議事録、新石狩市民憲章に対する意見とその検討(パブリックコメントの検討結果)、市の花・木・鳥の選定理由は、市ホームページをご覧ください。

● 新 しい 「石狩市民憲章」、 「市の花・木・鳥」 が 決 ま り ま し た。

問合せ

■老人保健については市民課医療給付担当 ☎72-3125

■国民健康保険については国民健康保険課 ☎72-3123

# 老人保健で医療を受けている方へ

●老人保健医療受給者で、〈一般区分〉に該当する方※は、1カ月の自己負担限度額のうち「外来十入院（世帯ごと）」が、40,200円から44,400円に引き上げられます（「外来」のみの1カ月の自己負担限度額は12,000円のままに、また負担割合も1割のまま据え置かれます）。

※負担金割合が1割の方で「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方

●老人保健医療受給者で、〈一定以上所得者区分〉に該当

している方（負担割合2割の方）は、平成18年10月1日診療分から、3割の自己負担割合となり、1カ月の自己負担限度額が下表のように変わります。

●平成18年10月1日以降、負担割合が3割になる方でも、老人保健医療受給者証の「一部負担金の割合」の欄に「自己負担限度額「一般」適用」と記載のある方は、1カ月の自己負担限度額については、〈一定以上所得者区分〉ではなく、〈一般区分〉の自己負担限度額になります。

9月30日まで		1カ月の自己負担限度額（月額）	
所得区分	負担割合	外来（個人ごと）	外来十入院（世帯ごと）
一定以上所得者	2割	40,200円	72,300円※
一般	1割	12,000円	40,200円
低所得Ⅱ	1割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	1割	8,000円	15,000円

※医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%が加算されます。また、過去12カ月に4回以上の高額医療費の該当があった場合、4回目以降は40,200円になります

10月1日から一部改正		1カ月の自己負担限度額（月額）	
所得区分	負担割合	外来（個人ごと）	外来十入院（世帯ごと）
一定以上所得者	3割	44,400円※ <sup>1</sup>	80,100円※ <sup>2</sup>
一般	1割	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	1割	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	1割	8,000円	15,000円

※1.受給者証に〈自己負担限度額「一般」適用〉と記載のある方は12,000円  
※2.受給者証に〈自己負担限度額「一般」適用〉と記載のある方は44,400円です。医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%が加算されます。また、過去12カ月に4回以上の高額医療費の該当があった場合、4回目以降は44,400円になります

## 国民健康保険課からのお知らせ

### 【1】国民健康保険被保険者証（以下、被保険者証）の更新

現在使用中の被保険者証の有効期限は9月30日までです。更新手続は不要で、9月22日に新しい被保険者証を発送します（件数が多いため地域によっては9月末近くまで届かない場合もあります）。

ほかの健康保険に加入した場合は、国民健康保険の脱退手続が必要です。他健康保険に加入していて、被保険者証が届いた場合は、必ず市役所にご連絡ください。古い被保険者証は新しいものが届きましたら、市役所、各支所・各出張所の窓口に戻却願います（郵送可）。

### 【2】遠隔地用被保険者証の申請

施設入所や就学などにより石狩市外に住居登録している方は、申請書を同封しますので、記入後提出してください。

※昨年から、引き続き同じ施設・学校に入所または在学している場合は「入所証明書」や「在学証明書」の提出は不要です（初めて申請する際は各証明書が必要）

※今年4月以降に学生遠隔地証の手続をした方は、有効期限が平成19年3月31日までなので今回の申請は不要です。来春、引き続き学生である場合は、平成19年3月以降に申請してください

### 【3】短期被保険者証・被保険者資格証明書の交付

国民健康保険税（以下、国保税）の滞納がある場合、有効期限が1年間の「被保険者証」ではなく、納付税額によって有効期限が定められた「短期被保険者証」が交付される場合があります。また、国保税を長期にわたって滞納している世帯主は「被保険者証」の返還対象となります（国保税の納税義務は変わりません）。「被保険者証」の返還の該当世帯主には、〈被保険者証返還命令通知書〉の後、〈国民健康保険被保険者資格証明書交付決定通知書〉により通知し、「被保険者資格証明書」を交付します。これにより  
①病院の窓口で診療費用の全額を支払う ②療養費等の現金給付の全部または一部の支払いを一時差し止めた後、〈滞納額控除通知書〉により通知し滞納額を控除することになります。

### 【4】国民健康保険の加入（脱退）手続

加入・脱退手続は14日以内に行いましょう。手続が遅れると不測の不利益が生じる場合があるので、ご注意ください。

### 【5】国保税第4期の納期限は10月2日（月）です